次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（定義） **第一条**　この省令で使用する用語は、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（以下「法」という。）及び特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百六十四号。以下「令」という。）で使用する用語の例による。 2　［略］ （法第三条第一項の主務省令で定める業務） **第三条**　法第三条第一項第一号ハの主務省令で定める業務は、事故時の措置（大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第十七条第一項に定める事故時の措置をいう。第六条第一項第六号において同じ。）及びばい煙に係る緊急時の措置に関することとする。 2　法第三条第一項第二号ハの主務省令で定める業務は、事故時の措置（水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第十四条の二第一項に定める事故時の措置をいう。第六条第二項第六号において同じ。）及び排出水に係る緊急時の措置に関することとする。 3　法第三条第一項第七号ハの主務省令で定める業務は、事故時の措置（ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第二十三条第一項に定める事故時の措置をいう。第六条第七項第六号において同じ。）及びダイオキシン類に係る緊急時の措置に関することとする。 （法第四条第一項の技術的事項） **第六条**　法第四条第一項第一号の主務省令で定める技術的事項は、次のとおりとする。 一　使用する燃料又は原材料の検査 二　［略］ 三　ばい煙発生施設において発生するばい煙を処理するための施設及びこれに附属する施設の操作、点検及び補修 四　ばい煙量又はばい煙濃度の測定の実施及びその結果の記録 五　測定機器の点検及び補修 六　事故時の措置（応急の措置に係るものに限る。）の実施 七　ばい煙に係る緊急時におけるばい煙量又はばい煙濃度の減少、ばい煙発生施設の使用の制限その他の必要な措置の実施 2　法第四条第一項第二号の主務省令で定める技術的事項は、次のとおりとする。 一～五　［略］ 六　事故時の措置（応急の措置に係るものに限る。）の実施 七　［略］ 3～6　［略］ 7　法第四条第一項第七号の省令で定める技術的事項は、次のとおりとする。 一～五　［略］ 六　事故時の措置（応急の措置に係るものに限る。）の実施 七　［略］	（定義） **第一条**　この省令で使用する用語は、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（以下「法」という。）および特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百六十四号。以下「令」という。）で使用する用語の例による。 2　［略］ （法第三条第一項の主務省令で定める業務） **第三条**　法第三条第一項第一号ハの主務省令で定める業務は、大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第十七条第一項に規定するばい煙発生施設又は特定施設についての事故時の措置およびばい煙に係る緊急時の措置に関することとする。 2　法第三条第一項第二号ハの主務省令で定める業務は、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第十四条の二第一項に規定する特定施設についての事故時の措置及び排出水に係る緊急時の措置に関することとする。 3　法第三条第一項第七号ハの省令で定める業務は、ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第二十三条第一項に規定する特定施設についての事故時の措置及びダイオキシン類に係る緊急時の措置に関することとする。 （法第四条第一項の技術的事項） **第六条**　法第四条第一項第一号の主務省令で定める技術的事項は、次のとおりとする。 一　使用する燃料または原材料の検査 二　［略］ 三　ばい煙発生施設において発生するばい煙を処理するための施設およびこれに附属する施設の操作、点検および補修 四　ばい煙量またはばい煙濃度の測定の実施およびその結果の記録 五　測定機器の点検および補修 六　特定施設についての事故時における応急の措置の実施 七　ばい煙に係る緊急時におけるばい煙量またはばい煙濃度の減少、ばい煙発生施設の使用の制限その他の必要な措置の実施 2　法第四条第一項第二号の主務省令で定める技術的事項は、次のとおりとする。 一～五　［略］ 六　特定施設についての事故時における応急の措置の実施 七　［略］ 3～6　［略］ 7　法第四条第一項第七号の省令で定める技術的事項は、次のとおりとする。 一～五　［略］ 六　特定施設についての事故時における応急の措置の実施 七　［略］